



令和元年東日本台風 関連情報
被災家屋等の解体、撤去について
申請受付期間を延長します



ターゲット 13.1

令和2年3月25日

郡山市生活環境部

3R 推進課

担当：安藤 憲世

TEL：924-2181

SDGs ターゲット 13.1 「気候関連災害や、自然災害に対する強靱化（レジリエンス）及び適応の能力を強化する」

令和元年東日本台風により被災した家屋等の解体、撤去の申請受付については、3月31日で終了の予定でしたが、被災者の皆さまの様々な理由により申請手続きに時間を要していることや、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等を踏まえ、申請受付期間を2か月延長いたします。

【被災家屋等の解体撤去】

受付期間 <変更前> 令和2年3月31日（火）まで



<変更後> 令和2年5月29日（金）まで